

「佐渡金銀山」保存・活用行動計画  
平成30年度事業 点検・評価調書

4-I-5

4-I-5

章	第4章 世界遺産登録に向けた来訪者の受入体制整備		取組項目	案内標識の設置
	節	I.アクセスルートの整備・来訪者の誘導等		
事業(施策)名	5 案内標識等のルール確認、整備、充実(国・県道)		事業主体	佐渡地域振興局地域整備部
	事業実施期間	H28～R4		関連団体 佐渡地域振興局企画振興部、佐渡市世界遺産推進課、佐渡市交通政策課、佐渡市観光振興課、佐渡市建設課
事業概要	【事業目的】	○来訪者の円滑な移動に向けて、案内標識の整備の充実を図る。		
	【事業内容】	○構成資産へ来訪者を適切に誘導するため、関係機関が連携しながら、国・県道の案内標識に関する整備方針の検討、基準の確認、占用協議等を行ったうえで、道路案内標識等の整備充実を図る。		
③0 事業計画と実績	【30年度計画】	●案内標識に表示するルールの確定後、県管理道路に設置されているルート案内標識(青看板)の表記の修正を行う。		
	【30年度実績】	関係団体との話し合いを通じて下記の方針を整理した。 ●公開する資産へ誘導するための標識上の表記のルール案が佐渡市世界遺産推進課から示されたが、相川地区内における不明確さが残るため、再度、調整することとなった。		
課題・今後の取組	【課題】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■公開資産へ誘導するための表記のルール案を公にオンライン化する必要がある。</li> <li>■県管理道路に設置されているルート案内標識(青看板)の表記の修正は県が行うが、新たに整備する観光案内看板をどのような枠組み(予算の負担、発注者)で行うか整理する必要がある。</li> </ul>		
	【今後の取組】	<p>表記のルールが決定されしだい、予算状況に合わせ修正整備に着手する。 ※佐渡市世界遺産推進課により、案内標識のルール化に伴う課題を集約し、各関係機関で共通理解が図られた上で、ルール表記決定がされる予定。(世界遺産推進課案)</p>		
事業評価	【事業の達成度】	[ a・b・C ]	◇複数年かかる検討及び整備となるが、関係者が集まって議論しながら、具体の計画づくりに向け業務を進捗させているが、表記のルールの決定が遅れており、早期決定が望まれる。	
	【事業実施の効果】	[ a・b・C ]		
	【総合評価】	[ A・B・C ]		

a: 進んでいる。高い。  
b: 概ね順調。概ね適切。  
c: 遅れている。低い。

A: 計画を上回る進捗で、十分な成果が得られている。  
B: 概ね計画どおり進んでおり、一定の成果が得られている。  
C: 計画から遅れが見られ、十分な成果が得られていない。